

社会福祉法人四恩会 指定放課後等デイサービス事業 運営規程

【チェンジA.】

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人四恩会の設置経営する【チェンジA.】（以下「事業所」という。）が行う指定放課後等デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）及び障害児に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の従業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 事業にあたっては、障害児の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 チェンジA.
- （2）所在地 石川県かほく市遠塚二13番地2

（通常の事業の実施地域）

第4条 通常の事業の実施地域は、かほく市、津幡町、内灘町の区域とする。
但し、これ以外の市町より実施の依頼があった場合には、受入れを検討する。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日：月曜日から土曜日とする。ただし、国民の休日、8月15日、12月29日から1月3日の期間を除く。
- （2）営業時間：午前9時から午後5時までとする。
- （3）サービス提供時間は、希望があれば午前8時からの受入、午後6時までの受入に対応する。但し、保護者の諸事情により、午後6時以降の延長利用の希望があった場合、午後7時までの受入れを検討する。

（事業の利用定員）

第6条 当事業所における利用定員は、児童発達支援を含め10名とする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は、特に定めない。但し、医療行為等が必要な場合で、当事業所に対応できないと判断した場合は、契約しない場合がある。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第8条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成の業務のほか、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 児童指導員 2名以上

放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。

(4) 指導員 1名以上

放課後等デイサービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。

(事業の内容)

第9条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 個別療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行う。

(2) 集団療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。

(3) 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

(4) 健康状態の確認

(5) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする障害児については、必要な送迎サービスを行う。

(6) 相談、助言に関すること

障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(7) 弁当の提供

学校休業日に営業する場合、希望児童に対し提供する。

(個別支援計画の作成)

第10条 管理者は、児童発達支援管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成にあたっては、障害児の心身の状況やその置かれている環境並びに、日常生活全般等の評価を通じて、保護者及び障害児の希望する生活並びに、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上で、適切な支援内容の検討をする。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントにあたっては、保護者および障害児に面接を行い、面接の主旨を十分に説明し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明をし、文章により同意を得る。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標や達成時期、生活全般を向上させるための課題等を個別支援計画に記載するものとし、保護者及び障害児に対して文章で交付し、説明と同意を得る。
- 5 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下、モニタリングという。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。

(1) 定期的に、保護者および障害児に面接する。

(2) 定期的に、モニタリングの内容や結果を記録し、個別支援計画及びモニタリング及び今後の方針を保護者および障害児に対して文章で交付し、説明と同意を得る。

(事業所評価および保護者向けアンケートの実施)

第11条 事業所は、提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

- 2 事業所は、その提供する事業の質の評価及び改善を行うにあたっては、自ら評価を行うとともに、その事業を利用する障害児の保護者による評価を受け、常に質の改善を図るものとする。
- 3 事業所は、おおむね1年に1回以上、評価の結果及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表する。

(保護者から受領する費用の種類及びその額)

第12条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、各市町が保護者の家計の負担能力等をしん酌して定める額とする。ただし、基準により算定した費用の額の1割に相当する額が低い場合には、当該相当する額とする。

2 その他の費用の額は、次のとおりとする。

事業において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その障害児の保護者に負担させることが適当と認められる費用。

3 前項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付する。

- 4 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、保護者に対して事前にサービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第13条 障害児が事業の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

- （1）室内の機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。
- （2）体調不良の場合は、利用せず、受診すること。
- （3）朝8時からの受入や夕方6時までの受入を実施するが、この場合は、事業所での送迎はないため、家族による送迎を原則とする。

（虐待の防止に関する事項）

第14条 事業所は、障害者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）事業所における虐待防止に関する責任者の選定および設置。
- （2）苦情解決体制の整備。
- （3）虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置。
- （4）委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （5）従業者に対し、障害児の人権擁護および虐待の防止にかかる研修（年1回以上）を実施する。
- （6）従業者は、虐待を受けたと思われる障害者を発見した際やその疑いがある行為を発見した場合は、速やかに管理者や児童相談所、市町担当窓口に通告する。

（身体拘束等の適正化に関する事項）

第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、障害児または他の障害児の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）身体拘束等の適正化の為に検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（緊急時等における対応方法）

第16条 従業者は、事業の提供を行っているときに障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するもの

とする。

(非常災害対策)

- 第17条 事業の提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は障害児の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。
- 2 事業所は、非常災害に備え、障害児及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄する。

(感染症および衛生管理)

- 第18条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所内において感染症がまん延しないように、必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の作成)

- 第19条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、障害児に対する事業の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(秘密保持)

- 第20条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

(苦情解決)

- 第21条 事業の提供に対する保護者及び障害児からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、社会福祉法第83条の規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力するものとする。
- 3 事業所の苦情解決の手続きは、「社会福祉法人四恩会 苦情解決規定」に基づき行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第22条 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該障害

児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(重要事項の揭示)

第23条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(契約時の文書の交付)

第24条 保護者及び障害児に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

- 2 契約締結に際しては、提供する事業の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第25条 事業を提供した際は、その提供日、内容、実績日数、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第26条 管理者は、従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回

(その他)

第27条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人四恩会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

平成26年4月1日改正。

平成29年4月1日改正。

令和 4年4月1日改正。

社会福祉法人四恩会 日中一時支援事業 運営規程

【チェンジA.】

(事業の目的)

第1条 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、本人及び家族の生活の安定・向上を目的とする。

(運営の方針)

第2条 社会福祉法人四恩会の設置経営する【チェンジA.】(以下「事業所」という。)が実施する日中一時支援事業は、利用者が一時的に居宅において日常生活を営むことができない際に、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言を、一時的に提供し、本人および家族の生活の安定を図る。

2 事業にあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

3 日中一時支援事業にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町、他の居宅支援事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 日中一時支援事業にあたっては、利用者の必要なときに必要な福祉サービスの提供ができるよう、努めるものとする。

5 前4項のほか、各市町との委託契約書に定める内容を遵守し、日中一時支援事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 日中一時支援事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称 チェンジA.

(2) 所在地 石川県かほく市遠塚二13番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 日中一時支援事業における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

(2) 児童指導員または指導員 1名。学校が休業日に関しては必要に応じて配置する。但し、実際のサービス提供時間のみの勤務とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 平日及び土曜日で営業日と定めてある日

(2) 但し、8月15日及び12月29日～1月3日は休日とする。

(3) 営業時間は、送迎時間を含め午前9時00分から午後6時までとする。家族が送迎を行う場合は、午前8:00からの受け入れが可能。

(日中一時支援事業の内容)

第6条 本事業所で行う日中一時支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用定員は5名。
- (2) 弁当の提供
- (3) 送迎サービス

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 日中一時支援を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から必要経費の1割の居宅利用者負担額の支払いを受けるものとする。(但し、各市町で負担割合は異なる)

- 2 費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付しなければならない。
- 3 弁当代・おやつ代に係る費用

(通常の日中一時支援事業の送迎実施地域)

第8条 通常の日中一時支援事業の送迎の実施地域は、かほく市、津幡町、内灘町。この他の地域は相談により検討する。送迎費は、各市町での負担額に準ずる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 日中一時支援事業の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

- 1 金銭・貴重品の管理は、原則として利用者個人の責任の範囲で行うものとする。
- 2 所持品・備品等の持込については、危険物を除き自由とする。
- 3 事業所内での利用者の「営利行為・宗教勧誘・特定の政治活動」は禁止する。
- 4 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(虐待の防止に関する事項)

第10条 事業所は、障害者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待防止に関する責任者の選定および設置。
- (2) 苦情解決体制の整備。
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置。
- (4) 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (5) 職員に対し、利用者の人権擁護および虐待の防止にかかる研修(年1回以上)を実施する。
- (6) 職員は、虐待を受けたと思われる障害者を発見した際やその疑いがある行為を発見した場合は、速やかに管理者および福祉事務所や児童相談所、市町担当窓口に通告するものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第11条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身

体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化の為に対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（緊急時等における対応方法）

第12条 現に日中一時支援事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

- 第13条 事業所では、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知する。
- 2 事業所は、非常災害時に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
 - 3 事業所は、非常災害に備え、利用者および従業員の一時的な滞在に必要な食料および飲料水を備蓄する。

（感染症および衛生管理）

- 第14条 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所内において感染症がまん延しないように、必要な措置を講ずるものとする。

（業務継続計画の作成）

- 第15条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、障害児に対する事業の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(秘密保持)

第16条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

(苦情解決)

第17条 提供した日中一時支援事業に関する利用者から苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 本事業所は、提供した日中一時支援事業に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の定めるところにより市町が行う文書その他物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

4 本事業所の苦情解決の手続きは、「社会福祉法人四恩会 苦情解決規程」に基づき行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

3 当事業所における日中一時支援事業は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

4 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人四恩会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

平成29年4月1日改正。

平成30年4月1日改正。

令和 4年4月1日改正。

社会福祉法人四恩会 日中一時支援事業 運営規程

【チェンジA.】

(事業の目的)

第1条 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、本人及び家族の生活の安定・向上を目的とする。

(運営の方針)

第2条 社会福祉法人四恩会の設置経営する【チェンジA.】(以下「事業所」という。)が実施する日中一時支援事業は、利用者が一時的に居宅において日常生活を営むことができない際に、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言を、一時的に提供し、本人および家族の生活の安定を図る。

2 事業にあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

3 日中一時支援事業にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町、他の居宅支援事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 日中一時支援事業にあたっては、利用者の必要なときに必要な福祉サービスの提供ができるよう、努めるものとする。

5 前4項のほか、各市町との委託契約書に定める内容を遵守し、日中一時支援事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 日中一時支援事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称 チェンジA.

(2) 所在地 石川県かほく市遠塚二13番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 日中一時支援事業における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

(2) 児童指導員または指導員 1名。学校が休業日に関しては必要に応じて配置する。但し、実際のサービス提供時間のみの勤務とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 平日及び土曜日で営業日と定めてある日

(2) 但し、8月15日及び12月29日～1月3日は休日とする。

(3) 営業時間は、送迎時間を含め午前9時00分から午後6時までとする。家族が送迎を行う場合は、午前8:00からの受け入れが可能。

(日中一時支援事業の内容)

第6条 本事業所で行う日中一時支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用定員は5名。
- (2) 弁当の提供
- (3) 送迎サービス

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 日中一時支援を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から必要経費の1割の居宅利用者負担額の支払いを受けるものとする。(但し、各市町で負担割合は異なる)

- 2 費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付しなければならない。
- 3 弁当代・おやつ代に係る費用

(通常の日中一時支援事業の送迎実施地域)

第8条 通常の日中一時支援事業の送迎の実施地域は、かほく市、津幡町、内灘町。この他の地域は相談により検討する。送迎費は、各市町での負担額に準ずる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 日中一時支援事業の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

- 1 金銭・貴重品の管理は、原則として利用者個人の責任の範囲で行うものとする。
- 2 所持品・備品等の持込については、危険物を除き自由とする。
- 3 事業所内での利用者の「営利行為・宗教勧誘・特定の政治活動」は禁止する。
- 4 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(虐待の防止に関する事項)

第10条 事業所は、障害者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待防止に関する責任者の選定および設置。
- (2) 苦情解決体制の整備。
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置。
- (4) 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (5) 職員に対し、利用者の人権擁護および虐待の防止にかかる研修(年1回以上)を実施する。
- (6) 職員は、虐待を受けたと思われる障害者を発見した際やその疑いがある行為を発見した場合は、速やかに管理者および福祉事務所や児童相談所、市町担当窓口に通告するものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第11条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身

体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化の為に対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（緊急時等における対応方法）

第12条 現に日中一時支援事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

- 第13条 事業所では、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知する。
- 2 事業所は、非常災害時に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
 - 3 事業所は、非常災害に備え、利用者および従業員の一時的な滞在に必要な食料および飲料水を備蓄する。

（感染症および衛生管理）

- 第14条 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所内において感染症がまん延しないように、必要な措置を講ずるものとする。

（業務継続計画の作成）

- 第15条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、障害児に対する事業の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(秘密保持)

第16条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

(苦情解決)

第17条 提供した日中一時支援事業に関する利用者から苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 本事業所は、提供した日中一時支援事業に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の定めるところにより市町が行う文書その他物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

4 本事業所の苦情解決の手続きは、「社会福祉法人四恩会 苦情解決規程」に基づき行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

3 当事業所における日中一時支援事業は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

4 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人四恩会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

平成29年4月1日改正。

平成30年4月1日改正。

令和 4年4月1日改正。